

「組合員の運転士・車掌業務不適格とした医適」 に関する申し入れ

大阪第二運輸所の組合員が急遽、会社から目の点眼治療をしていることで運転士・車掌の乗務不適格を告げられました。

組合員は、これまで4年前から定期健康診断で目の治療中を申告していました。しかし、今年8月に会社からJ Rセントラル病院での検査を指示されました。

受診後、何の問題もなく乗務を続けていましたが、9月22日の夜、指導科長から、「セントラル病院での検査結果、乗務員不適格との結果が来た。」と自宅へ連絡がありました。以降、日勤となり9月30日に再び、産業医から何ら具体的な検査結果の開示や、説明も一切なく、ただ単に「産業医の判断」なるもので、乗務不適とされました。

この一連の対応は、まさにJ R東海労組合員を職場から放逐するための疑念が残る判断です。したがって、早急に団体交渉を開催し、納得のいく説明をするよう会社に申し入れを行いました。

主な申し入れの内容は、以下です。

- 今回、当該の組合員を運転士・車掌共に乗務不適格とした根拠と判断について、具体的に数値等を開示し明らかにすること。
- 今回、当該組合員は、4年前から社内の定期健康診断で点眼治療を申告し、何ら問題は発生してこなかった。しかし、退職までに約半年を残した9月22日、会社は急遽、乗務不適格を告げたが、この4年間、検査の指示をしてこなかった理由と、急遽、8月に検査指示した根拠を明らかにすること。
- 当該組合員は、会社の指示で8月21日、J Rセントラル病院で目の検査を行いその後、運転士、車掌の両方とも不適格となる重要な検査にもかかわらず、検査終了後から9月22日の判定結果の通知まで約1ヶ月も乗務させていた。なぜ時間がかかったのか理由を具体的に明らかにすること。
- 当該組合員は、現在も視力は何の問題もなく健康被害は発生していない。9月30日の産業医との面談でも、具体的な検査結果を産業医に質問したが、ただ単に「産業医の判断だを繰り返すのみで、納得出来る説明はない。運転士、車掌を不適格とした理由と具体的結果を数値化して、本人に説明すること。

